

4 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例

【目次】

第1章 総則

第1条 目的	4-1
第2条 対象行為	4-1
第3条 定義	4-2
第4条 適用除外	4-4
第5条 市の責務	4-5
第6条 工事業者等の責務	4-5
第7条 近隣住民及び周辺住民の責務	4-6
第8条 自主的解決	4-6

第31条 規則への委任	4-23
-------------	------

第6章 罰則

第32条 罰則	4-24
第33条 両罰規定	4-24

附 則	4-25
-----	------

第2章 解体等工事の住民への周知等

第9条 解体等工事計画の届出	4-7
第10条 標識の設置等	4-8
第11条 標識設置の開始	4-9
第12条 近隣住民及び周辺住民への説明	4-10
第13条 周辺住民又はその他住民への説明	4-13
第14条 説明項目	4-13
第15条 説明報告書等	4-14

第3章 解体等工事の指導基準及び遵守基準

第16条 作業時間等	4-15
第17条 家屋等の事前調査	4-15
第18条 解体等工事の遵守事項	4-16
第19条 解体等工事の配慮事項	4-16
第20条 (削除)	

第4章 解体等工事に係る手続

第21条 市長との協議	4-18
第22条 工事着手の制限	4-18
第23条 工事着手の届出	4-19
第24条 計画の変更等	4-19
第25条 工事完了の届出	4-20
第26条 状況等の報告	4-20
第27条 勧告	4-21
第28条 公表	4-22
第29条 命令	4-22

第5章 雑則

第30条 立入調査	4-23
-----------	------